

行政常任委員会報告

令和 7 年 2 月 25 日
午後 1 時 30 分開議
委員会室

◎日程

1 消防本部

- (1) 令和 6 年中における火災、救急救助等の出動状況について
- (2) 非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について

2 教育課

- (1) 令和 7 年度石炭博物館のオープンについて
- (2) 指定管理者の指定について

3 地域振興課

- (1) 岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- (2) 夕張市プレミアムチケット事業について

4 建設課

- (1) 夕張市営住宅条例の一部改正について
- (2) 夕張市都市公園条例の全部改正について

5 市民課

- (1) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (2) 宮前町浴場の閉鎖について
- (3) 夕張市共同浴場設置条例の一部改正について
- (4) 生活館等及びコミュニティセンター指定管理者の指定について

6 生活福祉課

- (1) 夕張市老人生きがいセンター設置条例の廃止について

7 財政課

- (1) 財政再生計画の変更について
- (2) 令和 6 年度補正予算について（補正予算調書）

8 総務企画課

- (1) 夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について
- (2) 夕張市職員給与条例の一部改正について
- (3) 夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
- (4) 夕張市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- (5) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条

例の制定について

◎出席委員（7名）

高 間 澄 子 君
荒 井 周 司 君
徳 谷 康 憲 君
工 藤 政 則 君
君 島 孝 夫 君
櫻 井 暁 君
千 葉 勝 君

◎欠席委員（0名）

◎出席者職氏名

議長	大 山 修 二 君
副市長	吉 崎 仁 司 君
教育長	小 林 広 明 君
総務係長	佐々木 裕 介 君
地域振興課長	菊 田 大 介 君
地域振興課主幹	辻 大 士 郎 君
財政課長	板 垣 克 巳 君
財政係長	池 徳 嗣 君
建設課長	押野見 正 浩 君
建設課主幹	鈴 木 豪 君
都市計画係長	佐 藤 竜 雅 君
土木課長	阿 部 充 雅 君
上下水道課長	小 峰 健 一 君
市民課長	外 崎 伸 一 君
保健福祉課長	鈴 木 茂 徳 君
生活福祉課長兼福祉事務所長	平 塚 浩 一 君
生活福祉課主幹	佐 藤 由 士 昌 君
教育課長	堀 靖 樹 君
教育課主幹	本 間 功 雅 君
消防本部消防長	田 島 淳 君
消防本部消防次長	松 倉 暢 宏 君
消防本部総務課長	渡 邊 裕 斗 君

事務局長	佐藤浩一君
書記	志茂隆君
書記	増井菜々実君

【委員長挨拶】

(高間委員長)

それでは、開会に先立ちまして、皆様にお願いがございます。

携帯電話等をお持ちの方は、マナーモードに設定をお願いいたします。

それでは、ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、副市長のほか、説明員として、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、教育課、地域振興課、建設課、市民課、生活福祉課、財政課、総務企画課の順に報告を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

なお、財政課の財政再生計画の変更について及び令和6年度補正予算についての説明の際は、案件に関する各課長又は説明員の出席を求めますが、入替えにより分割して説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

順番は、初めに総務企画課、地域振興課、土木課、教育課、次に財政課、保健福祉課、生活福祉課の案件といたします。

そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

【消防本部】

(高間委員長)

それでは、消防本部より報告を受けて参ります。

松倉消防次長。

(消防次長)

消防本部の報告事項は、2件です。

1件目、令和6年中における火災、救急救助等の出動状況について、2件目、非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について、それでは、1、令和6年中における火災、救急救助等の出動状況について、資料1をご覧ください。

令和 6 年火災の状況について報告します。

令和 6 年火災の件数は 7 件で、建物火災が 5 件、林野火災が 1 件、その他火災が 1 件です。令和 5 年と比較すると 4 件の増加となっています。人的被害については、死者 1 人、負傷者 2 人、り災人員 5 人です。

続きまして、救急・救助・ドクターヘリ出動状況について報告いたします。資料 2 をご覧ください。

令和 6 年の救急出動件数は、482 件です。令和 5 年と比較すると 77 件減となります。内訳は、急病が最も多く 316 件。続いて、一般負傷が 62 件、転院搬送が 57 件、交通事故が 24 件、以下、資料のとおりであります。搬送人員は 404 人で、令和 5 年と比較すると 66 人の減となります。

令和 6 年の救助出動件数は 4 件で、内訳は交通事故の 4 件です。搬送人員は 6 人です。

令和 6 年のドクターヘリ要請件数は 14 件で、内訳は急病が 8 件、交通事故が 2 件、運動競技が 2 件、一般負傷が 2 件、その他搬送件数が 8 人です。

以上で令和 6 年中における火災、救急・救助等の出動状況について、報告を終わります。

引き続き、2 件目、非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について、渡邊総務課長から報告いたします。

(高間委員長)

渡邊総務課長。

(消防本部総務課長)

資料 3 をご覧ください。

非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について、報告いたします。

改正理由ですが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、消防団員退職報償金の基準に新たに 35 年以上の部分が追加されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、裏面の資料 4、新旧対照表のとおりであります。以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

工藤委員。

(工藤委員)

令和 6 年度の救急・救助・ドクターヘリ出動状況の中でちょっとお伺いしたいのですが、軽症の部分が 114 名ということで救急搬送で呼ばれているか

など思うのですが、この部分については、救急という扱いとして考えてよろしいものなのですか、それとも、本来救急車を呼ばなくていいようなものが呼ばれて、救急で出動しているというふうに捉えた方がいいのか、その辺をお願いしたい。

(高間委員長)

松倉消防次長。

(消防次長)

工藤委員のご質問にお答えしたいと思います。

まずは、軽症の部分に関しましては、これは救急の要請として我々は捉えております。

工藤委員おっしゃるとおり、救急に満たない事案につきましては、その傷病者家族と話をし、不搬送という形で、消防隊、病院に搬送しないで帰るといった事例もあります。

以上です。

(高間委員長)

はい、工藤委員。

(工藤委員)

ただいまの説明ですと、この79名の不搬送の件数というものがそういったものに当たるといふふうに考えてよろしいでしょうか。

(高間委員長)

はい、松倉消防次長。

(消防次長)

工藤委員の質問にお答えします。

不搬送につきましては、そういった事例もありますし、あとは実際にお亡くなりになって、そして救急搬送に至らないという件数等も含まれている数字となっております。

以上です。

(高間委員長)

はい、工藤委員。

(工藤委員)

そうすると、79件のうち満たないというような件数というのはおおよその件数でいうと、どのくらいの件数になるか報告をお願いいたします。

(高間委員長)

はい、消防次長。

(消防次長)

はい、工藤委員の質問にお答えします。

おおむね半数は、救急に満たないというような形で私ども捉えております。

以上です。

(高間委員長)

それでは、ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、それではないようですので、以上をもちまして消防本部を終わります。

【教育課】

(高間委員長)

それでは次に教育課より報告を受けて参ります。

小林教育長。

(教育長)

お疲れ様です。お世話になっております。

教育委員会から2つの報告案件がございます。一括でよろしいですか。

(高間委員長)

はい、お願いします。

(教育長)

それでは、一括して主幹から説明をいたします。

(高間委員長)

本間主幹。

(本間主幹)

初めに、報告事項1、令和7年度石炭博物館のオープンについて、ご報告申し上げます。

資料1をご覧願います。

まず、登録有形文化財である旧北炭夕張炭鉱模擬坑道について、平成31年4月に発生した火災からの復旧を目指し、今まで工事を進めて参りましたが、2月14日を以て全ての工事が完了いたしました。これをもって、7年ぶりに石炭博物館がフルオープンを迎える運びとなり、7年度は4月19日土曜日の正午に営業開始といたします。

また、料金は記載のとおりですが、火災前は1,000円掛ける消費税8%で大人1,080円でしたが、それから6年を経て、光熱水費などの高騰を加味し、消費税込で1,200円と改定いたします。

なお、市民無料制度につきましては、市民無料の日を月1回設定し、対

応するとともに、7年度はオープン前に市民の皆様に見学していただく日を別に設定いたしました。

このたびの復旧工事により、施設の安全機能が十分に強化され、万全な環境で、炭都夕張の歴史を感じていただけるものと思います。

報告事項1は以上でございます。

続きまして、報告事項2、指定管理者の指定について、ご報告申し上げます。

資料2をご覧ください。

教育委員会が所管する夕張市営球場については、3月31日を以て管理運営に関する協定期間が満了となることから、再度協定を締結しようとするものです。

選定に当たりましては、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例及び施行規則により進めるとともに、現状や課題、これまでの実績を踏まえ、公募によらない候補者選定としたところです。

なお、本件につきましては3月議会にて提案いたします。

また、現在、指定管理者を指定している夕張市民健康会館についてですが、管理者の高齢化や利用者の減少及び現時点で利用団体がないことから、3月31日を以て指定管理返上の申し出がありまして、協議の結果、更新しないこととなったところです。

なお、休止に伴う代替の施設については、ゆうばり文化スポーツセンターの使用状況に空きもあることから、既に現指定管理者より利用者へご案内済みでございます。

報告事項2は、以上でございます。

(高間委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

はい、徳谷委員。

(徳谷委員)

石炭博物館オープンについてなのですが、今までは市民と同伴だと半額になるといった料金制度があったと思うのですが、それはなくなるという方向でよろしいのでしょうか。

(高間委員長)

はい、堀教育課長。

(教育課長)

徳谷委員のご質問にお答えいたします。市民の方と同伴であれば半額という部分は、再度指定管理者と協議しますが、その制度を無くす方向になると思います。

(高間委員長)

よろしいですか。

はい、櫻井委員。

(櫻井委員)

市民無料の日を設定月 1 回とあるのですが、こちらは固定するのでしょうか。第何曜日とかというふうには、はい、すいません。お願いします。

(高間委員長)

はい、教育課長。

(教育課長)

櫻井委員のご質問にお答えします。

これも、この後、指定管理側と協議するのですけれども、夕張に歴史的にゆかりのある日を設定したいなと思っています。今、研究している段階でございます。

(高間委員長)

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではほかにないようですので、これで教育課を終わります。

【地域振興課】

(高間委員長)

それでは、次に地域振興課より報告を受けて参ります。

菊田地域振興課長。

(地域振興課長)

地域振興課からは、2 点ご報告させていただきます。

まず 1 点目が岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結についてということで、定住自立圏に関しましては、昨年 11 月の行政常任委員会にてご説明させていただきましたが、令和 4 年の 7 月に公表されました令和 2 年の国勢調査で岩見沢市が中心市となる要件を満たしましたことによりまして、令和 7 年度から開始しようとするものですが、定住自立圏を形成するにあたっては、中心市である岩見沢市と各市町との間で 1 対 1 の連携協定を締結する必要がありまして、総務省が制定しております定住自立圏構想推進要綱におきまして、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決が求められておりますことから、定住自立圏形成協定の締結等に関する事項を内容とします夕張市議会の議決すべき事件に関する条例、こちらを令和 6 年

第4回定例市議会の議決を経まして、制定しているところでございます。

この度、令和7年の第1回定例市議会において、この条例の規定に基づく議会の議決を求めることとなっておりますので、事前にその内容についてご報告させていただきます。

資料をお配りしておりますが、協定の内容につきましては、自治体名以外は各市町共通の内容となっております。連携する取り組み分野とその内容については、この資料の別表というところに記載のとおりとなっております。

協定におきましては、すぐには実施しないものの今後協議を始める分野があることを踏まえまして、先ほどの国の要綱で示されております全ての分野を協定の範囲としております。具体的には、医療や教育などの生活機能の強化に係る政策分野としまして7分野、地域公共交通やICTインフラなどの結びつきやネットワークの強化に係る政策分野として5分野、まちづくりに関わる人材の育成や圏域市町村の職員等の交流といった資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野として5分野の合計17分野が示されております。南空知定住自立圏におきましては、これらの全分野での連携を進めることを想定した協定締結を予定しております。

なお、昨年11月の行政常任委員会でお示しさせていただきましたとおり、令和7年度当初から取り組む分野としましては、このうち、医療、教育、産業振興、防災、公共交通、ICTインフラ、移住交流、人材育成、職員研修こちらの9分野となっております。

1点目に関しましては、以上でございます。

続けて、よろしいですか。

(高間委員長)

はい。お願いします。

(地域振興課長)

2点目が夕張市プレミアムチケット事業についてでございます。

こちら、1月補正にて議決いただきましたが、こちらの事業概要についてご報告申し上げます。

チケットの販売概要につきましては、前回実施と大きく変わっておりませんが、本年の販売開始時期につきましては、年金支給日、働き世帯の購入タイミング、給料日等を考慮しまして4月の12日土曜日から4月25日金曜日を予定しております。

販売場所についても、昨年どおり商工会議所、りすた、紅葉山会館となります。

購入対象者は18歳以上の市民で、購入申請書は既に発送済みとなっております。

りまして、本日以降、対象者に順次届くことになっております。

プレミアム率につきましては 30%で、申請可能額は最大 4 万円としておりますが、申し込み状況によりまして減額となることもあります。

なお、昨年との変更点でございますが、チケットの使用期限につきましては、1 ヶ月前倒ししてございまして 12 月末日までの使用期限に設定しております。こちらにつきましては、過去の利用状況から、年明けの利用がほぼないこと及び事業者への換金を速やかに実施できるよう考慮したものでございます。

夕張市プレミアムチケット事業については、以上でございます。

(高間委員長)

はい、ありがとうございます。

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、これで地域振興課を終わります。

【建設課】

(高間委員長)

それでは、次に、建設課より報告を受けて参ります。

押野見建設課長。

(建設課長)

お疲れさまでございます。

建設課からは、2 件報告させていただきます。

まず 1 件目、夕張市営住宅条例の一部改正についてでございます。

主な改正内容としましては、令和 6 年度中の市営住宅の除却に伴う管理戸数の整理により市営住宅条例の別表の一部を改正するものでございます。

(2) 管理戸数の整理でございますが、表中、1 番右端、増減の欄をご覧ください。

公営住宅は 4 棟 28 戸の減、改良住宅は 4 棟 18 戸の減、合計 8 棟 46 戸の減でございます。地区別除却の一覧としましては、①公営住宅、②改良住宅をご参照いただければと思います。

改正条例の施行日は、令和 7 年 4 月 1 日を予定しているところでございます。

続きまして、2 点目夕張市都市公園条例の全部改正についてでございます。

都市公園法におきましては、都市公園の管理方針を定めたときは当該計画に即した都市公園の管理が求められているところでございます。令和 5 年

3月に策定した夕張市緑・公園づくり基本構想（夕張市緑の基本計画）において、公園の管理方針を定めたことから管理基準を明確にし、効率的で透明性の高い適切な都市公園の管理を行うため、夕張市都市公園条例の全部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、配置及び規模等に関する基準の明確化、都市公園及び公園施設の明確化、都市公園における行為の禁止事項の明確化、公園施設の設置又は管理、公園の占用許可に関する規定の見直し、使用料の徴収等に関する規定の見直し、その他関係条文及び別表等の修正を行ったところでございます。

改正条例の施行日は、令和7年4月1日を予定しているところでございます。

説明は、以上です。

（高間委員長）

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、これで建設課終わります。

【市民課】

（高間委員長）

それでは、次に、市民課より報告を受けて参ります。

はい、外崎市民課長。

（市民課長）

はい、お疲れ様でございます。

市民課の方からはですね、4件報告させていただきます。

まず資料1をご覧ください。

夕張市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

改正理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部改正に伴うもの、それからもう1つが保険料率を改めるもの、この2件の理由によって条例を改正しようとするものです。

改正内容でございます。（1）から（3）までありますが、この（1）と（2）が国民健康保険法施行令の改正に準じて改正するものになってございます。（1）が賦課限度額の改正、（2）が軽減判定所得の改正になってございます。改正内容については、資料のとおりでございます。

次に、(3) 国民健康保険料の改正でございます。

こちらにつきましては、北海道が今、目指しております保険料の統一、これはですね、北海道に住んでいれば、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料というところをですね、令和 12 年度に統一することを目指しております、夕張市としてもその方針に従いまして、段階的に改正をしているところでありまして、その方針に基づいて令和 7 年度についても料率を改めるために、条例を改正しようとするものでございます。

改正内容については、次のページですね、現行と改正後と載せてございます。

条例の施行日については、令和 7 年 4 月 1 日。

新旧対照表、これはですね、(1) から (3) までの改正、全部載っけたものになっています。新旧対照表については、次ページ以降に掲載してございます。

こちらの条例改正につきましては、3 月の定例市議会の方で議案を提案する予定でございます。

次に、資料の 2 をご覧ください。

こちら 2 件ですね。宮前町浴場の閉鎖について、それから夕張市共同浴場設置条例の一部改正についてでございます。

まず 1 つ目、宮前町浴場の閉鎖についてでございます。

閉鎖施設については、今、申し上げたとおり宮前町浴場。

閉鎖予定日については、令和 7 年 8 月 31 日。宮前町浴場、今、月水金の営業になってございますので、最終営業日については、8 月 29 日金曜日の予定になってございます。

閉鎖理由でございます。一番大きいのがですね、市営住宅の再編、こちらですね、お風呂のある市営住宅の建設がなされたということによってですね、宮前地域における公衆衛生の維持という共同浴場の設置目的が達成されたということが大きいです。その他にもですね、施設、設備の老朽化ということで、こちらについてはですね、直近の令和 5 年度でいけば、修繕だけで 230 万円程度の経費がかかっていること。その修繕経費も含めましてですね、直近の令和 5 年度収支についても 700 万円を超える赤字となっている状況にあります。またですね、3 つ目ですね、地下の重油タンクなのですけれども、こちらがですね、令和 7 年 8 月 31 日を以て設置から 40 年になります。40 年になりますとですね、これを継続して利用しようとする場合、法令上ですね、腐食の防止の措置をする必要がございます。地下タンクの腐食防止だけで済むかと言いましたら、そこにですね、配管も繋がっております。その配管と地下タンク合わせましてですね、これまでの修繕だとか収支の赤字のほ

かにですね、地下タンクに関する費用として 1,500 万円から 2,000 万円程度かかるだろうというふうに試算してございます。

こういったことからですね、今回 8 月 31 日を以て閉鎖しようというところでございます。

市民周知についてでございます。今後ですね、広報による周知及び浴場にポスター掲示によって周知しようというふうに考えております。そのほかに、市営住宅再編によって、お風呂のない住宅が減ったといってもまだ数軒ございます。こちらにつきましてはですね、我々の方で実際に直接伺って説明をしました。なかなかですね、夜にも行ったりして電気はついているのですけれど、ちょっと玄関先まで出てきていただけないというようなところもございました。直接お話しできたところにはお話をさせていただいて、ちょっとお話できなかったところにつきましては、状況を説明するお手紙を投函したところなんです。これに関してはですね、特に該当の地域、ポストに入れた方々からは、特に今のところ反応はないというところになってございます。

続きましてですね、夕張市共同浴場設置条例の一部改正についてでございます。こちらにつきましては、今、ご説明申し上げましたとおり、宮前町浴場につきまして、令和 7 年 8 月 31 日を以て閉鎖することからですね、条例上において共同浴場を廃止するために必要な条例改正を行うものでございます。

改正内容としましては、条例の第 2 条に設置している条例の表があります。こちらの表から宮前町浴場の部分、こちらの方を削る改正になってございます。

条例の施行につきましては、共同浴場 8 月 31 日を以て閉鎖する予定でございますから、廃止の条例については令和 7 年 9 月 1 日施行の予定です。こちらにつきましても、3 月の定例市議会に条例改正の提案をしようと予定しているところでございます。

続きまして、資料 3 をご覧ください。

資料 3 は、生活館等及びコミュニティセンター指定管理者の指定についてでございます。

こちらにつきましては、令和 7 年の 3 月 31 日を以て、3 年間あった指定管理の期間、こちらがですね、9 施設満了になります。そのことから、各施設に意向調査、私が直接伺って意向を確認させていただいたのですが、その結果、継続したいという旨の意向確認することができました。こうしたことからですね、現在の指定管理者を夕張市公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する条例の第 5 条第 1 項第 5 号及び同条例施行規則の第 5 条第 2 号、次のページにちょっと参考ということで条例を 4 本載せているのですが、そ

の1番下ですね、条例施行規則の抜粋、こちらの第5条がですね、公募によらない候補者の選定ということで、第5条の第2号、こちらが地域との結びつきが強い施設で地域の町内会等を指名する場合があります。こちらに該当するということで、公募によらない指定管理者の候補者として選定をまずさせていただきました。選定後ですね、候補者の方から提出のあった指定の申請書、その内容が指定管理者の選定条件を満たしたということですので、次の表に示させていただいた9施設を次期の指定管理者として指名するものでございます。

指定管理者の施設名、それから代表者名については表のとおりです。

指定管理期間ですが、これまで3年間の指定管理ということで、今回もですね、基本的には3年間ということでお願いできないかというお話をさせていただきました。その中でですね、7番目の紅葉山会館、こちらについては、今回ちょっと2年でお願いしたいということですので、紅葉山会館のみ2年間の指定管理期間となっております。

なお、本件の議案については、3月の第1回定例市議会に議案として提案する予定でございます。

説明については以上でございます。

(高間委員長)

はい。ありがとうございます。

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

はい、櫻井委員。

(櫻井委員)

宮前町浴場の閉鎖の件です。

4番目の市民周知のところなのですけれども、まだお話ができてない方とか、手紙を入れて反応がないということだったので、4名いらっしゃるうちに意向をお聞き出来たお家はあるのでしょうか。今後の。意向とか、はい。

(高間委員長)

市民課長。

(市民課長)

意向というのは。

(櫻井委員)

今後、きちんと賛同して、例えば移動する、納得だとか、そういういった点です。

(市民課長)

はい。お話を聞き、ごめんなさい。

(高間委員長)

どうぞ。

(市民課長)

お話をお聞きできたのは、3軒ありました。

中身としてはですね、「ああ、そうかい。」っていうところと、もう1軒がですね、「施設のお風呂に通っているからあんまり関係ないんだ。」というところと、あともう1個はですね、「できればやってほしいから、今、署名運動やっているんですけど、そちらに署名させてもらったわ。」という、その3軒です。

(櫻井委員)

はい。わかりました。

(高間委員長)

櫻井委員。

(櫻井委員)

今もちょっとお話出ました署名活動がされているということで、私も存じておりますけれども、それについては市としてはどのように捉えているのでしょうか。

(高間委員長)

はい、外崎市民課長。

(市民課長)

どのようにというかですね、署名活動をやっているというものは私も理解しております、事前に報道の言葉を借りれば非公式にということなのですけれども、3つの団体の方にお話をさせていただいております。

その中ではですね、これ僕の印象なのですが、概ねご理解はいただいたのかなというふうに思っていたところなんです。

今回署名ということで、中身を皆さんご覧になったかと思うのですが、中身見ますと公衆衛生の場としての役割は終えていると。なので、公衆衛生を目的とした施設から関係人口創造する施設へと位置付けを変えた上で維持できないかというような中身になっていたかと思えます。なので、連名での署名活動なのですが、3団体ともですね、公衆衛生の維持と役割は終えたっていうのはご理解いただいていたのかなというふうに思っています。

今回、私達の手続きはですね、この役割を終えた公衆施設としては閉じるという中身になってございます。

はい、以上です。

(高間委員長)

はい、櫻井委員。

もしね、この案件とちょっと沿っていないような感じもあるので、報告に対する案件の質問をお願いします。

(櫻井委員)

はい、わかりました。

今、お話いただきましたけれども、市民課としては、私も公衆衛生の部分は終わっているということは納得しているところです。

やはり炭鉱遺産としてということ、また案件が変わってしまうので、その部分は市民課にはちょっとお聞きできないということになりますか。

(高間委員長)

そうですね、この場では報告とはちょっと違うので。

(櫻井委員)

はい、わかりました。

(高間委員長)

はい、荒井委員。

(荒井委員)

生活館等及びコミュニティセンターについてなんですけど、こちらの方、前は南部コミュニティセンターさんとかも入っていたかなと思うんですけど、そちら、ぱっと見たところ、あの真谷地とかその辺が無いなっていう形なんですけど、その辺についても生活館、コミュニティセンターとしての指定管理者がいなくて、運用としては問題なくっていう形の認識でよろしいのでしょうか。

(高間委員長)

はい、市民課長。

(市民課長)

まず、真谷地に関してはですね、あそこはですね、生活館ではなくてですね、集会所になってございますので、ちょっと我々の方では把握していないところです。

南部コミュニティセンターに関しましては、指定管理期間がずれております。まだ指定管理期間、今年度で終わりではないので、今回の報告には載っていないというところがございます。

(高間委員長)

よろしいですか。ほかに。

はい、千葉委員。

(千葉委員)

宮前の浴場の件なのですが、移転のですね、意思とかについて、浴場の説

明でそれを聞いてくるのは、ちょっとあれなんですけれども、その辺についての感触はどうかわかればちょっと教えていただきたい。

よろしいですか。

(高間委員長)

よろしいですか。

〔「移転というのは、引っ越しの関係ですか。それもちょっと… …。」と呼ぶ者あり。〕

(千葉委員)

それも駄目ですね。

(高間委員長)

ここでは、ちょっと。

〔「移転交渉は建設課なので。」と呼ぶ者あり。〕

はい、千葉委員。

(千葉委員)

お風呂の役目は終わったっていうのですが、まだ4件ほど残っているという感じなので、その辺についてはですね、自分でどっか行きなさいっていうそういうお考えなのか。市としてですね、例えば清陵町にありますので、そこまで何かで送ってあげるとかってそういう考えについてはどうですか。

(高間委員長)

はい、市民課長。

(市民課長)

こちらの方で訪問してお伝えしたのはですね、清陵に浴場がありますのでというお話をさせていただいたところです。清陵浴場までの輸送については、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

(高間委員長)

よろしいですか。

はい、君島委員。

(君島委員)

生活館等のコミュニティセンターの指定管理のですね、現指定管理者の意向確認をした後、向こうに行かれて意向確認をされたわけですね。

そのときに、何かいろんな向こうからの意見というようなものが出ていたかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

(高間委員長)

市民課長。

(市民課長)

今回、9軒あります。9軒に何うよって話したのですけれども、1軒だけ「来なくていいからやるから。」っていうところがあったので、実際には代表の方と会えたのは8軒です。

中身聞いていますと、やはり人口の減少が進んで、町内会さん、会員さんも減られて収入もなかなか無いという中で、生活館、コミュニティセンター管理運営は、なかなか厳しくなってきていると。今回の3年は受けるけれども、次の3年はもしかしたら受けられないかもしれないというようなところもあったというのが事実でございます。

以上でございます。

(高間委員長)

はい。よろしいですか。

ほかにはございますか。よろしいですか。

はい、議長。

(大山議長)

宮前の浴場についてですけど、副市長にお伺いしたいんですけれども、先ほども残すという署名の話もちょっと出ていたんですけど、これ地域振興課、住んでいる方の移転に関しては建設課、今の市民課、これいろいろ絡み合っていると思うので、現時点での経過っていうか、状況というか、これトータルで報告をお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

(高間委員長)

はい、副市長。

(副市長)

庁内ですと、この市民課の浴場の廃止は、今、決定の方針で進んでいますが、今、議長おっしゃったとおり、建設課、それから地域振興課、これからのことを考えると、関係課の協議が必要なので打ち合わせを進めております。その中で一定の方針としては考えてはいるのですけれども、やはり現場の方は署名活動も続いているので、その辺の意見もお伺いしながら、実際に、今、清水沢プロジェクトさんがやっているそういったエコミュージアムの関係についても含めてですね、検討していきたいというふうには考えております。今の段階では何もまだ決まっております。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかにはないようですので、以上をもちまして市民課を終わります。

【生活福祉課】

(高間委員長)

それでは、次に生活福祉課より報告を受けて参ります。

平塚生活福祉課長。

(生活福祉課長)

生活福祉課より夕張市老人生きがいセンター設置条例の廃止について、概要を説明します。

資料をご覧ください。

初めに、経過ですが、昭和 38 年 5 月に美唄高等職業訓練夕張分校としてセンターが建設されましたが、昭和 55 年 12 月に廃校になりました。市は、昭和 56 年に条例を制定し、当時は老人クラブが運営管理にあたっていました。その後、昭和 63 年 4 月にシルバー人材センターが発足したため、管理者が変更になりましたが、本年 3 月をもって解散予定です。

次に、概要ですが、施設の老朽化により今後の活用が見込めないことから、条例を廃止しようとするものであります。

なお、施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日となっております。

場所は、資料 2 をご覧ください。

シルバー人材センターの事務所があるのですが、この横に大きな細長い建物があると思います。ここが、この生きがいセンターというものになります。

以上で説明を終わります。

(高間委員長)

はい、それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、これで生活福祉課を終わります。

【財政課】

(高間委員長)

それでは、次に財政課より報告を受けて参ります。

板垣財政課長。

(財政課長)

お疲れ様です。

財政課からは 2 点ご報告がございます。

まず、報告事項の 1 点目、財政再生計画の変更につきまして、資料 1-1 をご覧ください。

今回の財政再生計画の変更は、令和 6 年度第 6 次 1 月変更以降に生じた新たな課題に対応するものです。

歳入歳出の計画変更額は、8,387 万円 1,000 円となります。変更に伴いまして、必要となる財源につきましては、国道支出金や幸福の黄色いハンカチ基金繰入金などの特定財源を活用するほか、一般財源は財政調整基金繰入金等で対応するため再生計画期間の変更はございません。

資料の説明は、先に 1 の歳出関係で変更になる事業につきまして、関係各課ごとを順にご説明し、その後歳入をご説明いたします。なお、資料記載の内容につきましては、現在、国・北海道と調整を図っているところでありまして、内容に変更が生じる場合がありますことをあらかじめご承知おき願います。

それでは、まず最初に、総務企画課、地域振興課、土木課、教育課の案件について、ご説明いたします。

1 番目、令和 6 年度退職手当、令和 6 年度内に自己都合等の予見できない事由により退職する 8 名の職員に対し、支給する退職手当につきまして所要経費を計上するものです。

変更額は 5,098 万 7,000 円、財源は全額一般財源です。

2 番目、総合行政システム標準化移行、本市が導入しております総合行政システムについて、本年度予定していた標準化移行作業が延期されることとなったため、計上済みの当該予算を減額するものです。

変更額は 1 億 2,059 万 1,000 円の減額、財源は国庫支出金が 976 万円の減額、一般財源が 1 億 1,083 万 1,000 円の減額です。

3 番目、選挙人名簿管理システム標準化移行、本市が導入している選挙人名簿管理システムについて、今年度予定していた標準化移行作業が来年度に延期されることとなったため、計上済みの当該予算を減額するものです。

変更額は 88 万円の減額、財源は全額国庫支出金です。

4 番目、統計調査員報酬。本年度実施した全国家計構造調査及び農林業センサスにおいて調査員の増員や報酬単価の増額により、予算に不足が生じることから不足分を増額するものです。

変更額は 49 万 5,000 円、財源は全額道支出金です。

5 番目、幸福の黄色いハンカチ基金積立金、まちづくり寄附条例に基づく寄付が当初見込みを上回っていることから当該額を基金に積み立てる経費を計上するものです。

変更額は 1 億 9,737 万 1,000 円、財源は全額夕張まちづくり寄附金です。

6 番目、市道除雪経費、市道除雪の実施について、燃料費の高騰及び労務単価の上昇により、当該予算に不足が生じることから、不足分を増額するものです。

変更額は 1,811 万 4,000 円、財源は全額一般財源です。

7 番目、教師用教科書及び指導書更新、教科指導等の円滑な実施と教師の指導力向上のため、令和 7 年度の教科書改訂に向けた事前の準備が必要であることから、教師用教科書及び指導書の購入経費を計上するものです。

変更額は 285 万円、財源は全額一般財源です。

8 番目、紅葉山パークゴルフ場立木伐採業務。市民の健康増進を目的に、現在、指定管理者において管理している紅葉山パークゴルフ場につきまして、利用者の安全を確保し、適切に施設を維持する必要があることから、倒木の恐れがある樹木の伐採経費を計上するものです。

変更額は 31 万 7,000 円、財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

総務企画課、地域振興課、土木課、教育課の案件は以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を求めて参ります。

千葉委員。

(千葉委員)

1 番目の令和 6 年度退職手当の件ですが、この 8 名につきましては、令和 7 年 3 月に退職する職員なのか、もう一点は、この 8 名の内訳ですが、消防職員も含まれているのかについてお伺いいたします。

(高間委員長)

佐々木係長。

(総務係長)

ただいまの千葉委員のご質問にお答えいたします。

まず、1 点目退職日につきましてですが、この中には昨年の 6 月末の退職者 2 名分と 8 月末退職者 1 名分、あと今年の 1 月末退職者 1 名分とあと 3 月末退職者が 4 名の 8 名となっております。このうち、消防職員についてであります。このうち 3 名が消防職員となっております。

以上です。

(高間委員長)

はい、千葉委員よろしいですか。

(千葉委員)

今、言われた中でですね、若年層って言ったらあれなんです、そういう方が 8 名のうち、どのぐらいいるのかお聞きしたいと思うのですが。

(高間委員長)

佐々木総務係長。

(総務係長)

ただいまの千葉委員の再質問にお答えいたします。

年齢につきましてですが、いわゆる若年層と言われるのは、おそらく 20 代かなと思うのですが、20 代の職員がこのうち 2 名いらっしゃいます。

(千葉委員)

はい、ありがとうございます。

(高間委員長)

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

はい、それでは続けて報告をお願いいたします。

財政課長。

(財政課長)

次に、財政課、保健福祉課、生活福祉課の案件をご説明いたします。

9 番目、減債基金積立金、国の補正予算において、臨時財政対策債償還基金費として普通交付税が措置されたことから、当該額を減債基金に積み立てる経費を計上するものです。

変更額は 2,320 万 6,000 円、財源は全額一般財源です。

10 番目、国民健康保険事業会計繰出金（保険基盤安定）、国民健康保険事業への繰出金のうち保険基盤安定制度等に係る繰出金について、保険料軽減対象者数の増などにより不足が生じるため、不足額を増額するものです。

変更額は 555 万 2,000 円、財源は国庫支出金が 76 万 5,000 円、道支出金が 339 万 6,000 円、一般財源が 139 万 1,000 円です。

11 番目、介護保険事業会計繰出金、本市が導入している介護保険システムについて、今年度予定していた標準化移行等の作業が延期、また不要となったため、一般会計からの繰出金を減額するものです。

変更額は 5,140 万 5,000 円の減額、財源は国庫支出金が 230 万円の減額、一般財源が 4,910 万 5,000 円の減額です。

12 番目、後期高齢者医療事業会計繰出金、本市が導入している後期高齢者医療システムについて、今年度予定していた標準化移行作業が延期されることとなったため、一般会計からの繰出金を減額するものです。

変更額は 1,103 万 1,000 円の減額、財源は国庫支出金が 230 万円の減額、

一般財源が 873 万 1,000 円の減額です。

13 番目、公債費利子、公債費利子分について、積算誤りにより当初予算において過大に計上していたことから不用額分について減額するものです。

変更額は 3,193 万 3,000 円、財源は全額一般財源です。

14 番目、国民健康保険事業会計繰出金（疾病予防対策事業）、国民健康保険事業会計における総合的な保健推進事業費の増額に伴い、同会計へ繰り出す当該事業費に対する道支出金も増額となることから、不足が生じる繰出金について、不足額を増額するものです。

変更額は 22 万 5,000 円、財源は全額道支出金です。

15 番目、健康管理システム改修、法改正により令和 7 年 7 月から新たに創設される妊婦のための支援給付に対応するため、健康管理システム改修にかかる所要経費を計上するものです。

変更額は 49 万 4,000 円、財源は全額国庫支出金です。

16 番目、国庫支出金過年度還付（低所得子育て世帯支援給付金事業費等補助金）、低所得子育て世帯支援給付金事業費等に係る令和 5 年度国庫補助金について、精算の結果、超過受け入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するものです。

変更額は 10 万円、財源は全額一般財源です。

次に、17 番から 25 番までの 9 件につきましては、予算計上済み事業について、財源の振替を行うものでありますので、資料でご確認をお願いいたします。これら財源振替につきましては、本年度予算の 9 事業につきましては、国道支出金や地方債などの特定財源の確保を行った結果、一般財源について、2,984 万 5,000 円節減が図られたところであります。

財政課、保健福祉課、生活福祉課の案件は以上です。

（高間委員長）

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財政課を終わります。

〔「まだです。続けて 2 番入ってください。」と呼ぶ者あり。〕

はい、すみません。失礼いたしました。

それでは、続けて報告をお願いいたします。

財政課長。

（財政課長）

それでは、続きまして歳入の説明に入ります。歳入につきましては、歳出の財源に対応した計画変更となるものです。

主なものについてのみ、ご説明いたします。

まず 1 番目、普通交付税追加交付です。国の令和 6 年度補正予算によりまして、普通交付税の再算定が行われ、交付税の追加交付があったことから計上するものです。

変更額は、9,735 万 4,000 円です。

次に、3 番目、デジタル基盤改革支援補助金につきましては、歳出でご説明いたしましたシステム標準化の延期に係る経費の減額補正、これに伴いまして、財源である補助金も減額となるものであります。

変更額は 1,115 万 6,000 円の減額です。

次に、12 番目、まちひとしごと創生寄附につきましては、新たに企業 1 社からの寄附を見込むとともに当初予算で見込んでいた額を一部減額するものです。

変更額は 479 万 9,000 円の減額です。

次に、13 番目、財政調整基金繰入金につきましては、今回の変更に伴いまして一般財源の増減を見込むほか、先ほどご説明いたしました財源振替による一般財源の減額などによりまして全体として 2 億 3,115 万 1,000 円の減額となるものです。

資料 1-2、令和 6 年度第 7 次変更及び令和 7 年度第 1 次変更の概要。それから資料 1-3 につきましては、令和 7 年度第 1 次変更である計上する事業などを一覧として記載しております。ご確認願います。

引き続きまして、報告事項の 2 点目、令和 6 年度補正予算につきまして、資料 2 をご覧ください。

1 ページには繰越明許費補正について記載しております。本年度予算に計上しております出産子育て応援給付金の支給、それから消防救急デジタル無線に係る機器修繕につきましては、年度内に完了しない見込みでありますことから、繰越明許費として補正しようとするものです。

2 ページ目は、債務負担行為の補正について記載しております。地方公会計業務に係る次年度のシステム使用契約につきまして、準備期間の関係上、今年度中契約する必要があることから、債務負担を設定しようとするものです。

3 ページは、地方債の補正について記載しております。地方債の限度額について、過疎対策事業債ソフト事業分の限度額を増額補正しようとするものです。

4 ページは、一般会計の補正額の款別総括であります。補正総額は 8,387 万 1,000 円。補正後の予算総額は 107 億 2,641 万 8,000 円となります。

5 ページから 7 ページまでは、一般会計におきます事項別明細の補正につ

いて記載しておりますが、先ほど資料 1-1 で説明いたしました計画変更の内容と同様となっておりますので、個別の説明は割愛させていただきます。

8 ページは、国民健康保険事業会計の補正です。過年度道支出金の精算による還付金にかかる経費を補正するものです。補正額は 47 万 4,000 円で、補正後の予算総額は 11 億 5,238 万 9,000 円となります。

9 ページは、介護保険事業会計の補正です。介護保険システムの標準化の改修作業の延期などにより経費を減額補正するものです。補正額は 5,140 万 5,000 円の減額で、補正後の予算総額は 18 億 3,819 万 8,000 円となります。

10 ページは、後期高齢者医療事業会計の補正です。後期高齢者医療システムの標準化移行の改修作業の延期により経費を減額補正するものです。補正額は 1,103 万 1,000 円の減額。補正後の予算総額は 2 億 2,865 万 9,000 円となります。

一般会計と特別会計の補正予算につきましては、以上であります。

水道事業会計と公共下水道事業会計につきましては、上下水道課長よりご説明いたします。

(高間委員長)

上下水道課長。

(上下水道課長)

私からまず水道事業会計補正予算について、補正予算調書により説明いたします。

補正予算調書の裏面の 1 ページをご覧ください。収益的支出の水道事業費、営業外費用につきまして、年度末までの執行見込みにより、消費税など 170 万円を増額補正しようとするものです。

この結果、収益的収入及び支出の補正後の収支差引額は 170 万円のマイナスとなるものであります。

続きまして、公共下水道事業会計補正予算について、補正予算調書により説明いたします。

補正予算調書の裏面の 1 ページをご覧ください。

まず、下水道事業収益の営業外収益につきまして、固定資産の除却等に係る長期前受金戻入額 86 万 5,000 円を増額補正しようとするものであります。

次に、下水道事業費用につきまして、営業費用として人件費にかかる賞与引当金など総係費 21 万 1,000 円と固定資産の除却に係る資産減耗費 184 万円を増額補正しようとするものであります。

また、営業外費用として、消費税など 96 万 3,000 円を増額補正しようとするものであります。

この結果、収益的収入及び支出の補正後の収支差引額は 214 万 9,000 円のマイナスとなるものであります。

以上、水道事業会計及び公共下水道事業会計補正予算の説明を終わります。

(高間委員長)

ありがとうございました。

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、これで財政課を終わります。

【総務企画課】

(高間委員長)

それでは、次に総務企画課より報告を受けて参ります。

佐々木総務係長。

(総務係長)

皆様、お疲れ様でございます。

本日、総務企画課長が所用により委員会欠席のため、今回は総務係長の私、佐々木より総務企画課の報告案件についてご説明申し上げます。

今回、ご報告する案件は、いずれも第 1 回定例市議会に提案予定の条例改正等に係るものでございます。

1 点目、夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について、2 ページ、資料 1 をご覧ください。

平成 16 年の地方自治法改正により、長期継続契約の要件が拡大されたことに伴い、本市におきましても地方自治法及び同法施行令の趣旨に基づき、長期継続契約を締結することができる契約の種類、そして契約期間を定めた条例を平成 17 年に制定したところであります。

当該条例におきましては、長期継続契約できる契約期間は 5 年以内としておりました。しかしながら、情報機器を借り入れる契約ですとか機械警備業務を委託する契約などにおきましては、実際の借入期間や警備期間が商習慣上 5 年であっても、かつ期間の前にそのための準備を行う期間が必要な事案もあることから、このようなケースに対応できるよう契約期間に係る条文の改正を行うとともに市長への委任事項条項を設けるものであります。

続きまして、2 点目、夕張市職員給与条例の一部改正についてでございます。3 ページの資料 2 をご覧ください。

条例改正の趣旨でございますが、昨年 8 月に発出された人事院勧告にお

きまして、国家公務員においては、令和 7 年 4 月から適用されるものがいくつかございました。これにつきまして、本市職員においても同様の改正を行うものであります。

まず一点目が配偶者に係る扶養手当の段階的削減であります。

資料に示しておりますが、現行の額と比較して来年度、令和 7 年度に約半額、8 年度以降は 0 円としようとするものです。

本件につきましては、手当を現在受給している職員にとっては不利益な改正となりますから、道内全市の意向調査を行っております。その結果としまして、ほぼ全ての市がこのとおり国家公務員と同様の改定を行う予定であるということをごございましたため、本市としてもそれに倣い同様の改定を行おうとするものであります。

改正内容 2 点目、こちらは子に係る扶養手当の段階的な増額となっております。

増額内容は、資料に記載のとおり、7 年度 1 万 1,500 円へ増額、8 年度以降は 1 万 3,000 円に増額しようとするものです。

3 点目、こちらは定年前再任用短時間勤務職員、今、暫定再任用職員と呼ばれる方も含むものですが、この方々に今まで支給していなかった住居手当及び寒冷地手当を今後新たに支給しようとするものであります。

そして、4 点目は給料表の改正であります。本市の一般職の給料表は国家公務員の 1 級から 6 級までの給料表に倣って作成しているものであります。国家公務員において、給料表の一部が改正、具体的には 3 級から 6 級の 3 級以上の職員につきまして、階号俸、1 級ですとか 2 級ですとかそういった下の号俸の給料をカットしまして、要は昇格に関するメリットを大きくしようという昇格した段階での給料高くしようという制度が国家公務員で導入されたことに伴いまして、本市の職員の給料表も同様に改定しようというものであります。

これにつきましては、現在の給料表の一部の級がなくなるということになりますけれども、現在そこに所属している職員はいないため、現在いる職員で影響がある職員がないことは申し添えておきます。

続きまして、3 点目夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

資料は、5 ページの資料 3 になります。

本条例改正につきましては、今年の 4 月 1 日に施行となる育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律というのがありますが、そちらの一部改正及び昨年 8 月に出されました公務員人事管理に関する人事院の報告に沿った内容の改正となっております。

1 点目が育児のための所定外労働の制限の改正であります。これまでも職員から請求があった場合は、一定の条件の任命権者が所定労働時間を超えて勤務させてはならない、いわゆる時間外勤務の命令をしてはならない職員というのを定めておりました。その対象は、これまでは3歳に満たない子のある職員とされておりました。これを国の改正に合わせて、小学校入学前の子のある職員というふうに改正するものが、まず一点目でございます。

2 点目は、子の看護休暇制度についての改正であります。これまでは、休暇の対象となるのは、小学校に入学する前の子どもの看護をする場合に限られておりましたが、今般、子の看護等休暇ということで看護以外にも適用できるよう条例を改正するものです。

詳細につきましては、今後規則で定めることとなりますが、現行の案としましては、まず小学校入学前としていたものを中学校入学前の子どもに適用範囲を拡大しようとしております。

また、看護以外に例えば子どもの学校で感染症が発生した場合に、その子の面倒を見るですとか、あとは、こちらでは厚労省令で定める行事への参加と書いておりますが、入学式、入園式、卒園式などの機会にも、この休暇を適用できるよう規則を改善する予定でございます。

改正内容の3点目が、介護について申し出があった場合等の措置。制度説明ですとか面談に関する内容を条文の新設と介護に係る相談体制設置等に係る条文の新設となります。こちらは介護を申し出た職員に対して、主として面談等を義務付けるといった内容を記載するものになっております。

続きまして、報告の4点目、夕張市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

資料は、1ページにお戻りください。

本改正につきましては、先ほどもちょっと出ましたが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律というのがございまして、こちらの法律が改正されて、参照している当初の条例で参照している条文のずれが生じたため、条文の中のその参照条文の文言を修正しようとするものであります。

最後、5番、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

ご承知かとは思いますが、刑法で定める刑罰には受刑者に刑務作業を義務付ける懲役刑というものと刑務作業が任意となっている禁固刑という2種類の刑罰がございまして、このたびの刑法の改正によりまして、この懲役刑と禁固刑を新しく拘禁刑というものに一本化しようという改正が今年の6月1日に出される予定です。このことから、本市の条例におきまして、懲役や禁

鋼といった言葉がある条文を改正する必要があるもので、それにつきましては、そちらに書いてある7本の条例が対象となりますので、その7本の条例を文言を改正する一括改正条例を今回作成しようというものであります。

なお、この中で1番の行政不服審査会条例と2番の個人情報保護法施行条例につきましては、この条例を根拠として懲役を科することができる条例でありますので、それに関して札幌地方検察庁と協議を行いまして、その上で今回改正案を作成しているものであることを申し添えさせていただきます。

総務企画課からは、以上になります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、これで総務企画課を終わります。

【閉会】

(高間委員長)

以上をもちまして、本日予定しました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

はい、お疲れ様でした。

午後 2時47分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委員 長

高 間 澄 子
